

平成29年11月からの選定療養費の改定について ～初診にかかる選定療養費が変わります～

紹介状をお持ちでない初診の方の初診にかかる選定療養費を
平成29年11月1日(水)から下記の通り改定させていただきます。

現 行 1回 3,240円(初診時。税込)

平成29年11月1日以降

1回 5,000円(初診時。税込)

初診料を算定する患者様が、他の医療機関からの紹介状をお持ちでない場合にご負担いただきます。

初診料を算定する方は、以下の患者様の場合です。

- ①当院を初めて受診される方。
- ②以前に当院を受診された方でも、現在は通院されていない方。
- ③自己の判断で診療を中止され、しばらく受診していない方。
等

なお、医師の指示で継続して診療を受けられている患者様で、新たに他の診療科を受診する場合は該当しません。

また、これらの選定療養費、緊急やむ得ない事情により来院された患者様(救急車で来院された場合等)や公費対象者の患者様には適用になりません

また、かかりつけ医より初診日と同じ月中に、紹介状をいただけた場合は、返金させていただきます。

和歌山ろうさい病院長